

「馬路村地域おこし協力隊」募集要項

馬路村は、人口 900 人の小さな村ですが、

- ・ 柚子：「ぼん酢しょうゆ ゆずの村」「ごっくん馬路村」
- ・ 林業：「日本唯一の杉成型バッグ monacca」「曲げわっぱ」
- ・ 観光：「柚子の村」「バラ風呂」「日本遺産」
- ・ ファンづくり：「特別村民制度」「ふるさと納税」

など、様々な取組を行いながら、人口減少で疲弊する田舎ではなく、田舎ならではの魅力をつくり出す「堂々たる田舎」を目指しています。

そこで、馬路村の魅力を戦略的に発信し、また、村のファンを増やすための活動を推進するため、「馬路村地域おこし協力隊」を募集します。

1. 募集人員：地域おこし協力隊 1名

2. 求める人材

- ① 馬路村の魅力を肌で感じ、多くの人に伝える意欲のある方
- ② 経験や個性を生かして、時代の流れを汲みながら新しい取組にチャレンジできる方
- ③ 地域住民との信頼関係を築ける方

3. 活動内容：

- ① 「堂々たる田舎」プロモーション
 - ・ SNS やホームページを活用した、馬路村の「商品」「観光」「暮らし」の総合的な情報発信（「買ってみたい」「行ってみたい」「住んでみたい」）
 - ・ 情報発信素材（パンフレット・ポスター等）の作成
 - ・ 観光客向けのイベントの運営支援
- ② 観光・物販拠点（まかいちよって家）の運営支援・企画
 - ・ 村唯一の観光案内施設「まかいちよって家」の運営支援
 - ・ 「観光」「物販」に関する新しい企画の立案・実施
- ③ ふるさと納税
 - ・ 運用システムの管理、問合せ対応
（Web サイト管理、申込受付、データ管理、書類発行、返礼品の発注）
 - ・ ふるさと納税のプロモーション（パンフレット・メルマガ等）
 - ・ 新しい返礼品の企画・作成

3. 募集対象：

- (1) 年齢満 20 歳以上 40 歳以下の者
- (2) 生活の拠点を 3 大都市圏をはじめとする都市地域等から馬路村へ移し、馬路村に住民票を異動する者
- (3) 健康で明るく誠実に職務を行える者
- (4) 普通自動車運転免許を取得している者

- (5) パソコン (Excel, Word, PowerPoint 等) の一般的な操作ができる方
- (6) SNS 等による情報発信に興味のある方

4. 勤務地：馬路村役場、馬路村ふるさとセンター「まかいちよって家」 等

5. 勤務日数及び勤務時間：

勤務日数は週 5 日間 (概ね月 20 日)、勤務時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分までを原則とします。夜間、土日祝日等の勤務は、週勤務時間内で調整します。

6. 雇用形態・期間：

- (1) 馬路村の非常勤職員として馬路村長が委嘱します。
- (2) 初年度の委嘱期間は委嘱日の属する年度末までです。次年度からも年度ごとに委嘱することができるものとし、最長 3 年までとします。
- (3) 応援隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとし、最長 3 年までとします。

7. 報酬：月額 166,000 円

*賞与、退職手当等は支給しません。

8. 待遇及び福利厚生：

- (1) 活動期間中の住居は村が用意します。(家賃一部補助あり)
 - (2) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
 - (3) 勤務時間中に必要な備品等は貸与します。
 - (4) 休曜日、勤務時間外で業務に支障がなければ、兼業を認めます。
- ※ 馬路村での生活には移動手段として自家用車は必要です。自家用車の持ち込みをお薦めします。

9. 応募手続

※ 応募前に馬路村を見学したい方はご連絡ください。

(1) 提出書類 (提出された書類は返却しません)

- ・応募用紙 (HP よりダウンロード)
- ・履歴書 (市販のもので可。写真添付)
- ・レポート (A4 用紙 1 枚程度で書式自由、パソコン可)

※課題「地域おこし協力隊として取り組みたい活動、活かしたい自分の能力」について

※レポートにも最初に住所と氏名を記入してください。

(2) 申し込み・お問合せ先

〒781-6201 高知県安芸郡馬路村大字馬路 443 番地

馬路村役場地方創生課

電話 0887-44-2277 FAX 0887-44-2279

E-MAIL : sousei@vill.umaji.lg.jp

10. 選考

(1) 第1次選考

書類選考の上、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接）を行います。（場所：馬路村役場）

日時等は第1次選考結果を通知する際に調整させていただきます。

なお、第2次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果の報告は文書で第2次選考参加者全員に通知します。

(4) 委嘱日

委嘱日は合格者と調整の上、決定します。

※ 住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用取消しとなる場合があります。

11. 参考

馬路村移住・定住応援サイト「堂々たる田舎」

<https://umaji-iju.jp/>

馬路村ふるさとセンター まかいちよって家

<http://umajimura.jp/>

馬路村ふるさと納税特設サイト

<https://umaji-furusato.jp/>

インスタグラムフォトコンテスト「うまじモーメント」

<https://umaji-moment.jp/>

馬路村農業協同組合

<http://www.yuzu.or.jp/>

エコアス馬路村

<http://ecoasu.co.jp/>

魚梁瀬地区 地域おこし協力隊 facebook ページ

<http://www.facebook.com/umaji.yanase/>